

第5期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2023年6月27日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 第四北越銀行本店2階
だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

ご来場される株主さまは、マスク着用などの感染症対策について、株主総会開催日近くの感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、株主さまご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

会社法の改正により、2022年9月から株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本総会におきましては、電子提供制度開始初年度であること等を考慮し、全ての株主さまへ一律に従来同等の株主総会資料を書面でお送りしております。なお、次回株主総会以降にお送りする株主総会資料の内容につきましては、紙資源の節約による地球環境負荷の軽減等を総合的に勘案のうえ、判断してまいります。

（詳細は、5頁をご覧ください。）

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等または郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。行使方法の詳細は6頁～9頁をご覧ください。

インターネット等または郵送による
議決権行使期限
2023年6月26日（月曜日）
午後5時20分まで



招集ご通知の閲覧や議決権行使ウェブサイトへのアクセスにご利用いただけます。



<https://s.srdb.jp/7327/>
詳細は、9頁をご覧ください。

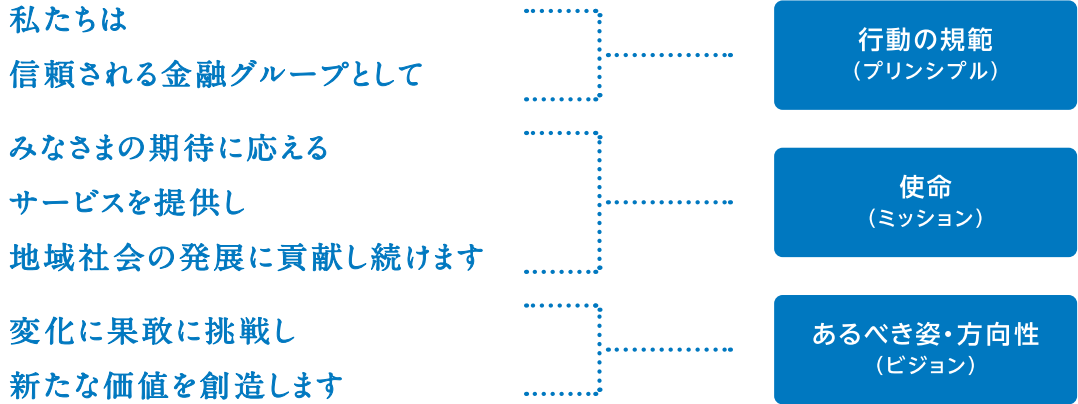


DAISHI HOKUETSU
Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ

証券コード：7327

経営理念



目次

ごあいさつ	2
第5期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使方法のご案内	6
株主総会参考書類	
第1号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	11
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件	20
第5期事業報告	26
連結計算書類	65
計算書類	67
監査報告書	69

ごあいさつ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年は、10月1日に第四北越フィナンシャルグループが設立5周年、11月2日に子銀行である第四北越銀行が創立150周年を迎える記念すべき節目の年となります。

これもひとえに皆さまからの温かいご支援、ご愛顧の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当社グループでは、経営理念にある地域社会の発展への永続的な貢献に向け、グループ全役職員が志をひとつに「一志団結」して、グループ総合力を最大限に発揮し、皆さまのご期待に応えるサービスを提供するとともに、変化に果敢に挑戦し新たな価値を創造することで、新潟県内最大の金融・情報サービスグループとしての責務を果たしてまいり所存です。

当社グループの今後の活動に是非ともご期待いただき、従来にも増してご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。



志をひとつに
一志団結

2023年5月31日
株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖栗道郎

証券コード：7327
2023年5月31日
(電子提供措置の開始日2023年5月17日)

株主各位

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖栗 道郎

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を後記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社及び東京証券取引所のウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.dhfg.co.jp/>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・投資家のみなさまへ」
「株式・SR情報」「株主総会」の順にご選択のうえご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名または証券コード
(7327) を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順にご選
択のうえご確認ください。

なお、当日ご出席いただけない場合は、事前にインターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、[2023年6月26日\(月曜日\)午後5時20分まで](#)に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日)午前10時(受付開始：午前9時)

2. 場 所 第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
(巻末の〔株主総会会場のご案内〕をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第5期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 行使方法

議決権を行使するには、当日ご出席いただく方法のほか、インターネット等による方法、議決権行使書用紙を郵送する方法がございます。詳しくは6頁～9頁をご覧ください。

(2) 重複行使の取り扱い

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

また、インターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 不統一行使の取り扱い

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社へご通知ください。

(4) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

会社法の改正により、2022年9月から株主総会資料の電子提供制度が施行されたことを受け、当社では、本株主総会から、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載し、株主総会資料の書面による交付の請求（以下、「書面交付請求」といいます）をされない株主さまには「簡易な招集ご通知」のみをお送りする旨、お知らせしてまいりました。

しかしながら、本総会が電子提供制度開始初年度であること、また、本株主総会の「書面交付請求期限（2023年3月31日）」を経過した後も「書面交付請求」が当社に届いていること等を考慮し、本総会におきましては、全ての株主さまへ、「書面交付請求」をされた株主さまに交付する株主総会資料をお送りしております。

なお、次回株主総会以降にお送りする株主総会資料の内容につきましては、紙資源の節約による地球環境負荷の軽減等を総合的に勘案のうえ、判断してまいります。

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.dhfg.co.jp/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス、<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使方法のご案内

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただく重要な権利です。以下をご参照いただき、いずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使方法の詳細は、7頁をご覧ください。



行使
期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時20分まで

機関投資家の皆さまへ：「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご投函ください。

行使方法の詳細は、8頁をご覧ください。

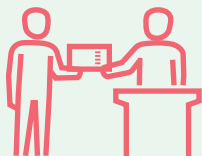


行使
期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時20分到着分まで

株主総会当日のご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



開催
日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時 開会（受付開始：午前9時）

開催
場所

第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール
新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

会場の詳細は、巻末をご覧ください。

- ※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。

重要

- インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またインターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

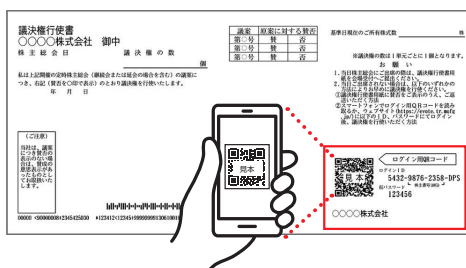
インターネット等による議決権の行使

議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時20分まで

QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、「ログインID・仮パスワード」の入力なしで簡単に議決権行使ができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

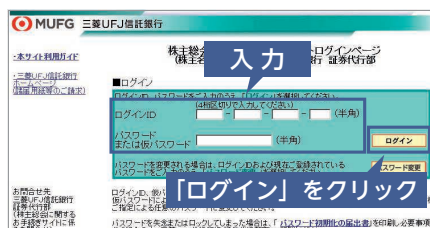


ログインID・パスワードを入力する方法

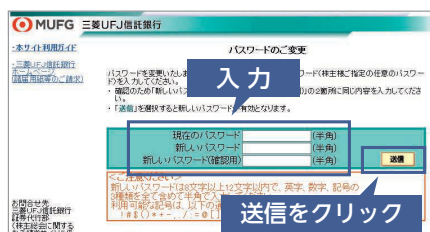
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 議決権行使書用紙右下のQRコード右側に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードをご登録してください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

ご注意事項

- スマートフォン、タブレット端末、パソコン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。

郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、**下図のように切り取って**ご投函ください。

議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時20分到着分まで

こちらを切り取ってご投函ください

議決権行使書

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 御中 議決権の数 個

私は、2023年6月27日開催の株式会社第四北越フィナンシャルグループ 第5期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
2023年 月 日

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号議案	○	○
第2号議案	○	○

各議案について賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
株式会社 第四北越フィナンシャルグループ

基準日現在のご所有株式数 株

議決権の数 個

<議決権の数は1単元ごとに1個となります。>

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、この用紙を切り離さずに会場受付にご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。
 - 行使期限：2023年6月26日午後5時20分
 - ①郵送による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するようご返送ください。
 - ②インターネットによる議決権の行使の場合
スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、専用サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセス後、ログインID、仮パスワードによりログインしていただき、画面案内に従って、期限までに行使してください。

ログイン用QRコード

見本
ログインID 5432-9876-2358-DPS
仮パスワード 株主番号(印) 123456

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ

第1号議案 全員賛成の場合：「賛」に○印
第2号議案 全員反対の場合：「否」に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使に必要な「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

以下のウェブサイト「ネットで招集」では、インターネット上で招集ご通知をご覧いただけるほか、議決権行使ウェブサイトへのアクセスもご案内することができます。
詳しくは以下のインフォメーションをご覧ください。

インフォメーション

「ネットで招集」のご案内

アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/7327/>



「議決権行使」ボタンを押すと、議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただけます。

- 「議決権行使」ボタンを押すと、以下の画面に遷移しますので、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

「QRコード」をご利用の方は、「読取」を選択
ください。議決権行使サイトをご利用の方は「移
動」を選択ください。外部サイトにアクセスしま
す。

読取

移動

- 「読取」ボタンを押すと自動でお持ちのカメラが起動します
ので、議決権行使書用紙右下に記載の「ログイン用QRコー
ド」を読み取りください。
- カメラが起動しない場合などは「移動」ボタンから、議決権
行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

「企業サイト」ボタンを押すと、当社のホームページから
様々な情報をご覧いただけます。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes, filling most of the page.

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役5名及び代表取締役3名の合計8名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第5期)
1	並木 富士雄	再任	代表取締役会長	11回/12回 (91%)
2	殖栗 道郎	再任	代表取締役社長	12回/12回 (100%)
3	高橋 信	再任	取締役	12回/12回 (100%)
4	柴田 憲	再任	取締役	12回/12回 (100%)
5	田中 孝佳	再任	取締役	12回/12回 (100%)
6	牧 利幸	再任	取締役	12回/12回 (100%)
7	石坂 貴	新任	地域創生推進本部 副本部長	—
8	宮越 忠範	新任	—	—

(注) 候補者番号7と8の新任候補者2氏は、いずれも株式会社第四北越銀行の執行役員です。

候補者
番号

1

な み き ふ じ お
並木 富士雄

再任



生年月日 1951年6月20日生（満72歳）*

所有する当社の株式数 9,200株

取締役在任年数 4年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

取締役候補者とした理由

2005年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、営業部門、融資部門、経営企画部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2011年6月から同行の代表取締役、2012年6月から同行の取締役頭取、2018年10月の当社設立時より代表取締役社長を務め、2021年4月からは当社の代表取締役会長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

1975年4月 株式会社第四銀行 入行
 1998年8月 同 柏崎南支店長
 2000年2月 同 業務開発部長
 2002年2月 同 燕支店長
 2004年6月 同 三条支店長兼三条南支店長
 2005年6月 同 取締役三条支店長
 2006年6月 同 取締役上越駐在・高田支店長
 2007年4月 同 取締役兼執行役員上越駐在・高田支店長
 2008年4月 同 常務取締役営業本部長 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・経営相談所担当
 2009年6月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部・経営相談所担当
 2009年7月 同 常務取締役 営業統括部・リテール営業部・金融サービス部担当
 2010年6月 同 常務取締役 融資統括部・審査部・融資管理部担当
 2011年6月 同 専務取締役 総合企画部・融資統括部・審査部・融資管理部・東京事務所担当
 2012年6月 同 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室担当
 2018年10月 当社 代表取締役社長 取締役会議長 統括
 2019年2月 株式会社第四銀行 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室・監査部担当
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室・監査部担当
 2021年4月 当社 代表取締役会長 統括・監査部担当（現任）
 株式会社第四北越銀行 取締役 統括・監査部担当

重要な兼職の状況

株式会社新潟放送 社外取締役
 ※並木富士雄氏は、2023年6月22日付で株式会社新潟放送（2023年6月1日付で株式会社BSNメディアホールディングスへ商号変更予定）の社外取締役を退任予定です。

株主総会参考書類

候補者
番号

2

う え ぐ り み ち ろ う
殖栗 道郎

再任



生年月日

1962年12月24日生（満60歳）*

所有する当社の株式数

4,500株

取締役在任年数

4年9ヶ月*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、総務部門、人事部門、事務部門、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役に務め、2021年4月からは当社の代表取締役社長、株式会社第四北越銀行の取締役頭取として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社第四銀行 入行
2008年4月 同 柏崎南支店長
2009年6月 同 総合企画部副部長
2012年6月 同 総合企画部長
2015年6月 同 東京支店長兼東京事務所長
2016年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長
2017年4月 同 執行役員グループ戦略企画部長
2017年6月 同 取締役兼執行役員グループ戦略企画部長
2018年6月 同 常務取締役 総合企画部・東京事務所担当
2018年10月 当社 取締役 経営企画部担当
2019年6月 株式会社第四銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所・総務部・人事部担当
2020年6月 当社 取締役 システム事務統括部・営業企画部担当
株式会社第四銀行 常務取締役事務本部長
事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部担当
2021年1月 当社 取締役 営業企画部担当
株式会社第四北越銀行 常務取締役 営業本部担当
2021年4月 当社 代表取締役社長 取締役会議長 統括（現任）
株式会社第四北越銀行 取締役頭取 取締役会議長 統括・秘書室担当
（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 取締役頭取
北陸瓦斯株式会社 社外取締役

※殖栗道郎氏は、2023年6月22日付で株式会社新潟放送（2023年6月1日付で株式会社BSNメディアホールディングスへ商号変更予定）の社外取締役に就任予定です。

候補者
番号

3

たか はし まこと
高橋 信

再任



生年月日 1962年2月23日生（満61歳）*

所有する当社の株式数 5,050株

取締役在任年数 4年9ヶ月*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

取締役候補者とした理由

2017年6月に株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、合併推進部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月の当社設立時より取締役に務め、2021年1月からは株式会社第四北越銀行の常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社北越銀行 入行
 2008年7月 同 総合企画部 上席調査役
 2009年7月 同 五泉支店 支店長
 2011年6月 同 営業統括部 副部長兼営業推進役
 2012年7月 同 融資部 付上席調査役
 2013年6月 同 融資部 部長
 2015年6月 同 営業統括部 部長
 2017年6月 同 取締役総合企画部 部長
 2018年6月 同 常務取締役総合企画部 部長 関連会社統括
 2018年10月 当社 取締役 合併推進部 担当
 2019年4月 株式会社北越銀行 常務取締役
 総合企画部・合併推進部 担当 関連会社統括
 2021年1月 当社 取締役 合併推進部・システム事務統括部 担当
 株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部 担当
 2021年4月 当社 取締役 地域創生部・システム事務部門 担当
 株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部・
 営業本部 担当
 2021年6月 当社 取締役 総務部・システム事務部門 担当（現任）
 株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長
 事務統括部・システム部・事務サービス部・事務サポート部・
 総務部 担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

4

しば た けん
柴田 憲

再任

生年月日 1967年1月19日生（満56歳）*

所有する当社の株式数 3,200株

取締役在任年数 3年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

2018年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、経営企画部門、リスク管理部門、有価証券運用部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年6月から当社の取締役、同行の常務取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。

略歴、地位及び担当

- 1989年4月 株式会社第四銀行 入行
- 2011年2月 同 燕南支店長
- 2012年6月 同 総合企画部副部長
- 2015年6月 同 総合企画部長
- 2018年6月 同 取締役兼執行役員総合企画部長
- 2018年10月 当社 経営企画部長
- 2020年6月 当社 取締役経営企画部長 リスク管理部担当
株式会社第四銀行 常務取締役総合企画部長
東京事務所・リスク統括部担当
- 2021年1月 当社 取締役 経営企画部・リスク管理部担当
株式会社第四北越銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所・リスク統括部担当
- 2021年4月 当社 取締役 経営企画部・グループ戦略推進部担当
株式会社第四北越銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所担当
- 2021年6月 当社 取締役
経営企画部・グループ戦略推進部・市場運用部門担当（現任）
株式会社第四北越銀行 常務取締役
総合企画部・東京事務所・市場運用部担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

5

た なか たか よし
田中 孝佳

再任



生年月日 1963年6月15日生（満60歳）*

所有する当社の株式数 5,026株

取締役在任年数 2年*

※年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 取締役候補者とした理由

2019年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、人事部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の専務執行役員本店営業部長を務め、2021年6月から当社の取締役、同行の常務取締役本店営業部長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

■ 略歴、地位及び担当

1987年4月 株式会社第四銀行 入行
 2009年2月 同 長岡市役所前支店長
 2011年2月 同 五泉支店長
 2013年6月 同 十日町支店長
 2015年6月 同 人事部長
 2017年6月 同 執行役員人事部長
 2018年10月 当社 人事企画部担当部長
 2019年6月 株式会社第四銀行 取締役兼執行役員人事部長
 2020年6月 同 常務取締役本店営業部長兼新潟空港出張所長 人事部担当
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 専務執行役員本店営業部長兼新潟空港出張所長
 2021年6月 当社 取締役（現任）
 株式会社第四北越銀行
 常務取締役本店営業部長兼新潟空港出張所長
 2021年7月 同 常務取締役本店営業部長兼新潟支店長兼新潟空港出張所長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

6

まさ
牧

とし ゆき
利幸

再任

生年月日

1966年12月19日生（満56歳）*

所有する当社の株式数

900株

取締役在任年数

2年*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

2019年6月に株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）の取締役に就任後、営業部門を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の専務執行役員営業本部長を務め、2021年6月から当社の取締役地域創生推進本部長、同行の常務取締役営業本部長として、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。

略歴、地位及び担当

- 1990年4月 株式会社第四銀行 入行
- 2013年4月 同 法人営業支援部副部長
- 2014年6月 同 審査部副部長
- 2015年6月 同 亀田支店長
- 2017年6月 同 三条支店長兼三条東支店長
- 2018年6月 同 執行役員コンサルティング推進部長
- 2018年10月 当社 営業企画部長
- 2019年6月 株式会社第四銀行 取締役兼執行役員コンサルティング推進部長
- 2019年6月 同 取締役兼執行役員営業本部長
- 2020年6月 同 常務取締役営業本部長兼地方創生推進本部長
- 2021年1月 株式会社第四北越銀行 専務執行役員営業本部長兼地方創生推進本部長
- 2021年4月 当社 地域創生部長
- 2021年6月 同 取締役地域創生推進本部長兼地域創生部長（現任）
株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部長
コンサルティング事業部・事業開発企画部担当（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 常務取締役

候補者
番号

7

いし ざか
石坂たかし
貴

新任



生年月日

1964年1月22日生（満59歳）*

所有する当社の株式数

1,500株

※年齢は本総会終結時点

取締役候補者とした理由

株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）で支店長を歴任後、ソリューション営業部長、執行役員営業統括部長を務めるなど、営業部門における豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の執行役員営業本部副本部長を務め、2021年6月から当社の地域創生推進本部副本部長として、その職務・職責を適切に果たしており、当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者としたしました。

略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社北越銀行 入行
 2007年10月 同 吉田支店長
 2009年6月 同 一ノ木戸支店長
 2011年4月 同 営業統括部副部長
 2014年4月 同 新津支店長
 2015年4月 同 融資部付 上席調査役
 2016年6月 同 コンサルティング営業部付部長
 2017年4月 同 ソリューション営業部長
 2018年10月 当社 営業企画部担当部長
 2019年4月 株式会社北越銀行 営業統括部長
 2019年6月 同 執行役員営業統括部長
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 執行役員営業本部副本部長
 2021年6月 当社 地域創生推進本部副本部長兼地域創生部担当部長（現任）
 株式会社第四北越銀行 執行役員営業本部副本部長兼事業開発企画部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 執行役員営業本部副本部長兼事業開発企画部長

候補者
番号

8

みや こし
宮越

ただ のり
忠範

新任

生年月日

1962年2月12日生（満61歳）*

所有する当社の株式数

750株

※年齢は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

株式会社北越銀行（現株式会社第四北越銀行）で支店長を歴任後、執行役員市場営業部長を務めるなど、有価証券運用部門における豊富な経験と幅広い知見を有しております。2021年1月から株式会社第四北越銀行の執行役員を務め、2021年6月から同行の執行役員東京支店長として、その職務・職責を適切に果たしており、当社グループの経営に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

1984年4月 株式会社北越銀行 入行
 2008年4月 同 市場営業部 副部長
 2009年6月 同 本店営業部 副部長
 2010年4月 同 来迎寺支店長
 2011年10月 同 白根支店長
 2014年4月 同 市場営業部長
 2017年6月 同 新潟駅前支店長
 2019年4月 同 市場営業部長
 2019年4月 当社 経営企画部 担当部長
 2019年6月 株式会社北越銀行 執行役員市場営業部長
 2021年1月 株式会社第四北越銀行 執行役員
 2021年6月 同 執行役員東京支店長
 2021年9月 同 執行役員東京支店長兼東京中央支店長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社第四北越銀行 執行役員東京支店長兼東京中央支店長

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
- 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。本議案が原案通り承認可決されますと、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名のうち、木村裕氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。また、森邦雄氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の選解任等の重要な事項の検討にあたり社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会が任意に設置する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております（社外取締役5名及び代表取締役3名の合計8名で構成されております）。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、第1号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」及び本議案が原案通り承認可決されますと、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員は5名となり、引き続き当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況 (第5期)
1	このむら たかよし 此村 隆 義	新任	—
2	もり くに お 森 邦 雄	再任 取締役（監査等委員） （社外取締役）	12回/12回 (100%)

(注) 候補者番号1の新任候補者は、株式会社第四北越銀行の取締役（監査等委員）です。

候補者

1

この むら
此村

たか よし
隆義

新任

生年月日

1962年11月10日生（満60歳）※

所有する当社の株式数

1,900株

※年齢は本総会終結時点



取締役候補者とした理由

株式会社第四銀行（現株式会社第四北越銀行）で支店長、融資統括部長、審査部長、監査部長を務めるなどリスク管理、融資部門における豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年10月から当社の監査部長、2020年6月から株式会社第四銀行の監査等委員である取締役を務め、2021年1月より株式会社第四北越銀行の監査等委員である取締役として、その職務・職責を適切に果たしており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献できる人物であると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

略歴、地位及び担当

1985年4月 株式会社第四銀行 入行
2009年6月 同 流通センター支店長
2011年2月 同 審査部副部長
2014年2月 同 融資統括部長
2015年6月 同 審査部長
2017年6月 同 監査部長
2018年10月 当社 監査部長
2020年6月 株式会社第四銀行 取締役（監査等委員）
2021年1月 株式会社第四北越銀行 取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

なし

※此村隆義氏は、2023年6月20日に株式会社第四北越銀行の取締役（監査等委員）を辞任予定です。

候補者

2

もり
森くに お
邦雄

再任

独立



生年月日

1949年3月26日生（満74歳）*

所有する当社の株式数

200株

取締役在任年数

2年*

*年齢及び取締役在任年数は本総会終結時点

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2021年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、新潟県副知事を8年間務める等の地域行政に携わった豊富な経験と幅広い知見を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、引き続き当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としたしました。

なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 略歴、地位及び担当

1971年4月 新潟県庁入庁
 2005年4月 新潟県 総務部長
 2008年4月 同 副知事
 2016年4月 公益財団法人にいがた産業創造機構 理事長
 2018年6月 公益財団法人環日本海経済研究所 副代表理事
 2020年6月 株式会社ブルボン 社外取締役（現任）
 2021年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社ブルボン 社外取締役

■ 独立性について

森邦雄氏は、当社が定める社外取締役の「独立性判断基準」（後記24頁〈ご参考1〉を参照願います）を充足しております。

同氏は、新潟県の副知事を務めておりましたが、2016年3月に退職しております。

なお、当社グループ会社は新潟県との間で通常の取引及び指定金融機関としての取引がありますが、当社グループ会社と同県との間における2022年度の取引額は、当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。

■ 株主総会参考書類

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森邦雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は森邦雄氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。本議案が原案通り承認可決されますと、各監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は森邦雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定です。

以上

<ご参考1>

社外取締役候補者の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を満たすこととしております。

【独立性判断基準】

当社グループにおける社外取締役候補者は、原則として、現在または最近^{※1}において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社グループを主要な^{※2}取引先とする者、またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な^{※2}取引先、またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に、多額^{※3}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属するものをいう）
- (4) 当社グループから多額^{※3}の寄付等を受けている者、またはその業務執行者
- (5) 当社グループの主要株主^{※4}、またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者^{※5}は除く）の近親者^{※6}
 - A：上記（1）～（5）に該当する者
 - B：当社グループの子会社の業務執行者及び業務執行者でない取締役

※1 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※2 「主要な」の定義

直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※3 「多額」の定義

過去3年平均で、年間1,000万円以上

※4 「主要株主」の定義

議決権比率10%以上

※5 「重要でない者」の定義

「会社の役員・部長クラスの者や、会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等」ではない者

※6 「近親者」の定義

配偶者及び二親等内の親族

株主総会参考書類

<ご参考2>

- ・当社は取締役会が備えるべき知識・経験・能力として、一般企業に共通する9項目に、地域金融グループである当社特有の4項目を加えた13項目を特定しております。

	備えるべき知識・経験・能力
一般企業共通	①企業経営、②経営戦略・サステナビリティ、③リスク管理、④人事管理、⑤営業、⑥経営理論、⑦財務会計、⑧法律、⑨IT・システム
地域金融グループ特有	⑩企業審査、⑪市場運用、⑫システム事務、⑬地域行政

- ・社内取締役候補者が経験を有する分野及び当社が社外取締役（候補者含む）に特に期待する分野は、以下の通りであり、当社が経営理念を実践し、中期経営計画を実現するために必要なスキルを取締役会全体として確保しております。

氏名	社内取締役候補者が 経験（担当役員又は所管部長）を有する分野							当社が社外取締役（候補者） に特に期待する分野					
	②	③	④	⑤	⑩	⑪	⑫	①	⑥	⑦	⑧	⑨	⑬
	経営戦略・サステナビリティ	リスク管理	人事管理	営業	企業審査	市場運用	システム事務	企業経営	経営理論	財務会計	法律	IT・システム	地域行政
監査等委員でない取締役	並木 富士雄 再任	●	●		●	●							
	殖栗 道郎 再任	●		●	●		●						
	高橋 信 再任	●			●	●	●						
	柴田 憲 再任	●	●										
	田中 孝佳 再任			●									
	牧 利幸 再任				●								
	石坂 貴 新任				●								
	宮越 忠範 新任						●						
監査等委員である取締役	此村 隆義 新任		●			●							
	小田 敏三 社外							●					
	松本 和明 社外								●				
	森 邦雄 再任 社外												●
	白井 正 社外									●		●	
	菊池 弘之 社外										●		

- (注) 1. **社外**表示は、社外取締役かつ株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
 2. 上記一覧表は社外取締役が有する全ての知見を表すものではありません。
 3. 小田敏三、松本和明、白井正、菊池弘之の4氏は現任の監査等委員である取締役です。

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社第四北越銀行（以下、「第四北越銀行」といいます。）を含む連結子会社13社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、情報・通信業務、人材紹介業務等を通じて、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスをご提供しております。

金融経済環境

国内経済

2022年度の国内経済を顧みますと、新型コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進むなか、物価上昇や海外経済の減速懸念などから一部に弱さがみられたものの、個人消費や設備投資などが緩やかに回復し、企業収益にも改善の動きがみられるなど総じて持ち直しの動きとなりました。

地域経済

当社グループの主要な営業基盤である新潟県内の経済につきましては、国内経済と同様に総じて緩やかな持ち直しの動きとなりましたが、第4四半期以降、原材料価格の上昇による影響などから、生産や輸出に足踏みがみられました。

金融情勢

為替相場は、年度初に1ドル=122円台で始まったのち、日米金利差の拡大から大幅に円安が進行し、10月には1ドル=150円台と1990年以来の円安水準となりました。その後、日本銀行のイールドカーブ・コントロール政策の修正などによる日米金利差縮小を意識した円の買い戻しから、年度末は1ドル=133円台となりました。

株式相場は、日経平均株価が年度初の27,000円台から、円安進行による輸出企業を中心とした業績拡大期待などにより、8月には29,000円台まで上昇しました。その後、世界景気の悪化懸念から今年1月初めには一時25,000円台まで下落しましたが、新型コロナウイルス感染症による行動規制の緩和を背景に国内景気の回復期待が高まったことなどから、年度末には28,000円台を回復しました。

長期金利の指標となる10年国債利回りは、年度初の0.22%台から、8月には一時0.16%台まで低下しました。その後、日本銀行による金融緩和政策の修正観測から12月には0.5%を上回る水準まで上昇しましたが、欧米での金融不安による影響などから、年度末には0.32%台へ低下しました。

事業の経過及び成果

当社グループでは、第二次中期経営計画（2021年4月～2024年3月）の最重要経営課題である「収益力の強化」「経営の効率化」「健全性の維持・向上」の実現に向けて、5つの基本戦略^{*1}にグループ役職員が一丸となって取り組み、3つのシナジー^{*2}の最大限の発揮を通じて、業績の伸展と経営体質の強化を推し進めてまいりました。

当期（2022年4月～2023年3月）に取り組んでまいりました主な施策は以下の通りであります。

※1：第二次中期経営計画における5つの基本戦略

基本戦略Ⅰ	シナジー効果の発揮
基本戦略Ⅱ	生産性の飛躍的向上
基本戦略Ⅲ	人的資本経営の実践（2023年4月に「人財力の育成・強化」から変更）
基本戦略Ⅳ	リスクマネジメントの深化
基本戦略Ⅴ	サステナビリティ経営の実践（2022年4月に追加）

※2：3つのシナジーとその内容

合併シナジー	ノウハウの共有や重複機能の整理、経営資源の再配分による収益力向上とコスト削減
グループシナジー	当社グループ企業が持つあらゆるサービスをワンストップかつ最適な形でご提供するグループ総合力の発揮
T S U B A S A連携シナジー	地方銀行最大のアライアンスによる規模のメリットなどを活用した収益力向上とコスト削減

トピックス① 基本戦略Ⅲの変更及び「人的資本戦略室」の設置

当社グループの持続的な価値創造や競争優位を生み出す源泉である「人的資本」の価値向上に向けて、2023年4月より、第二次中期経営計画の基本戦略Ⅲ「人財力の育成・強化」を「人的資本経営の実践」へ変更いたしました。

また、2023年5月に、人的資本経営の企画立案を統括する「人的資本戦略室」を第四北越銀行人事部内に新設しております。

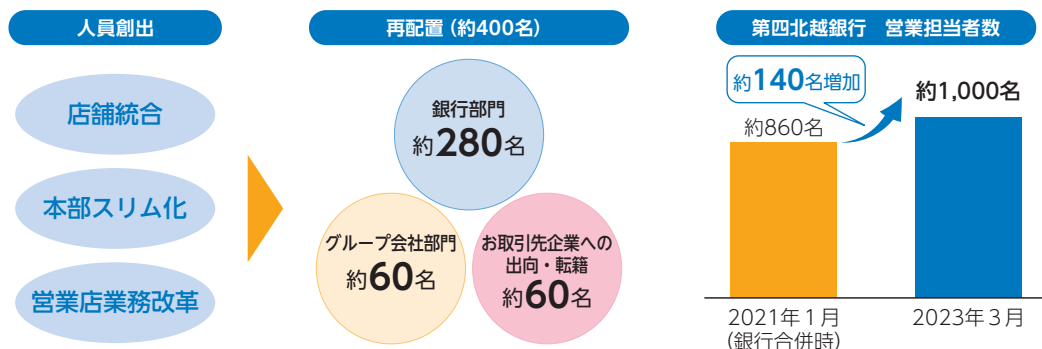
当社グループでは、これまでも人材の材を財産の「財」と表現し、人財育成への投資額を継続的に増加させております。今後も職員が能力を最大限発揮できる職場環境の整備を進めるなど、人的資本への積極的な投資を継続してまいります。

基本戦略 I シナジー効果の発揮

重点分野への人的資本の戦略的な再配分 合併シナジー

当社グループでは、金融・情報仲介機能の深化に向けた更なる態勢の強化を図るため、銀行の店舗統合や本部スリム化、営業店業務改革などを通じ、重点分野への人的資本の戦略的な再配分を進めております。銀行合併以降、約400名をグループ内外に再配置しており、第四北越銀行では、2023年3月末現在、営業担当者（営業店の渉外担当者や本部のコンサルティング担当者）が約140名増加しております。こうした取り組みを通じたコンサルティング機能の強化によって第二次中期経営計画で掲げている経営指標（KPI）が前年比で概ね改善するなど、取り組みの成果が着実に現れております。

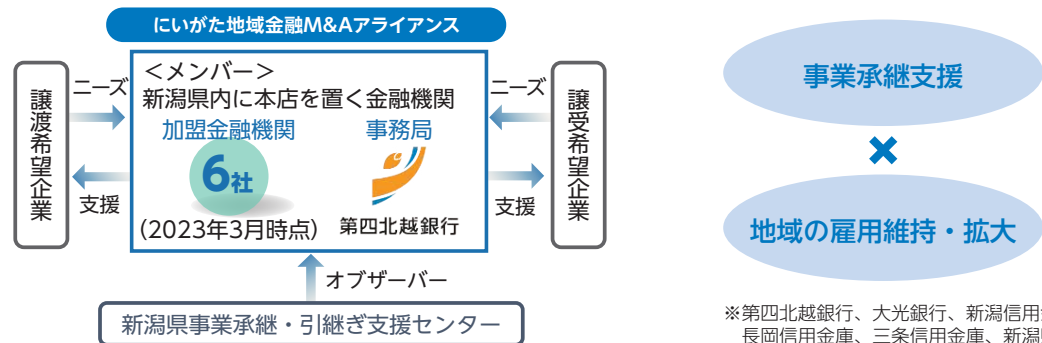
※経営指標（KPI）の実績は43頁に記載しております。



豊富な情報とネットワークを活用した地域創生支援 グループシナジー

当社グループでは、第四北越銀行に配置している約15名の本部コンサルティング担当者（支店長級）が中核となり、グループ各社の豊富な情報をグループ内で一元的に管理するとともに、外部ネットワークとの有機的な連携態勢を構築することで、お客さまのあらゆるニーズに対してグループ一体での多面的なコンサルティングを展開しております。

なお、新潟県内における事業承継のニーズが高まっていることを受け、2022年8月に第四北越銀行を含む県内金融機関6社*が共同で「にいがた地域金融M&Aアライアンス」を立ち上げ、地域の雇用維持・拡大に向けて連携する枠組みを構築いたしました。

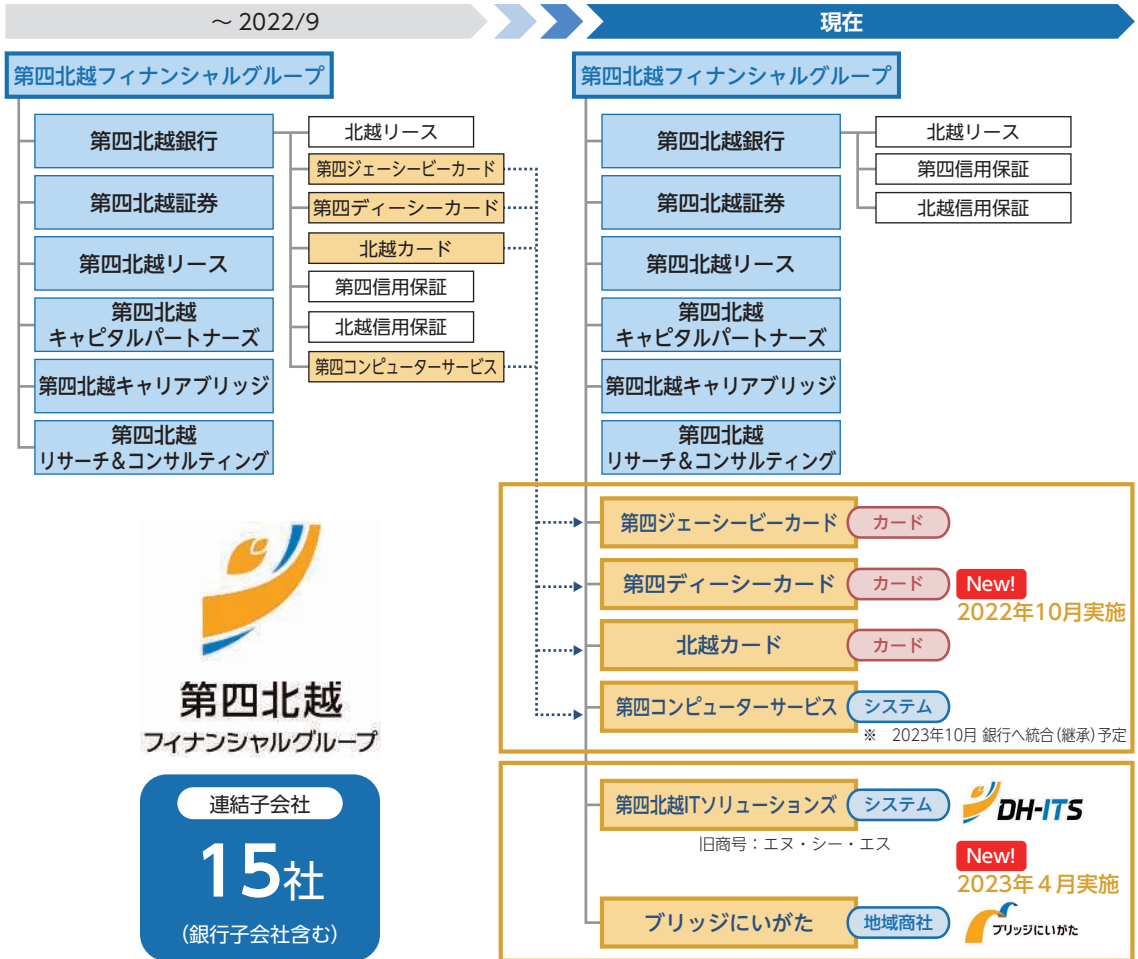


*第四北越銀行、大光銀行、新潟信用金庫、長岡信用金庫、三条信用金庫、新潟県信用組合

グループ事業の領域拡大 グループシナジー

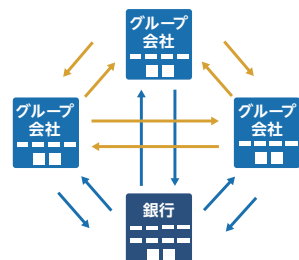
当社は、グループシナジーの最大化に向けて、2022年10月に「第四ジェーシービーカード株式会社」「第四ディーシーカード株式会社」「北越カード株式会社」「第四コンピューターサービス株式会社」の4社を当社直接保有の100%子会社といたしました。

また、2023年4月に、株式会社エヌ・シー・エスを「株式会社第四北越ITソリューションズ」へ商号変更のうえ当社の100%子会社とし、地域商社「株式会社ブリッジにいがた」も連結子会社としたことから、当社グループは現在、銀行子会社を含めて15社体制となっております。



グループ内における“複線型”連携態勢の強化 グループシナジー

当社は、グループ各社の機能をフル活用してお客さまのあらゆるニーズにお応えするため、従来のような銀行とグループ各社間の“単線型”での連携にとどまらず、グループ会社間相互の“複線型”による連携態勢を強化しております。



地域が抱える課題解決に向けた取り組み グループシナジー

① 地域商社「株式会社ブリッジにいがた」

(2019年4月設立、2023年4月より当社子会社)

株式会社ブリッジにいがたは、地域への貢献を目的として「販路開拓」「観光振興」「生産性向上」の3つを柱とした支援事業に取り組んでおります。特に「生産性向上」事業については、労働力人口の減少や働き方改革の進展などに伴い、DX（デジタル・トランスフォーメーション）へのニーズが一段と高まっているため、新潟県による「令和4年度DX推進支援業務」を受託するなど、国や県などとも連携して地域企業のDXを積極的に支援しています。

<国や県からの主な受託業務>

2022年6月	令和4年度 地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域DX促進活動支援事業）（経済産業省）
7月	ベトナム向け県産品の販路開拓支援業務（新潟県）
	令和4年度 DX推進支援業務（新潟県）
9月	「にいがた観光ファンづくり推進事業」会員登録等促進業務（新潟県）



▲東京都中央区日本橋にあるアンテナショップ



② 人材紹介会社「第四北越キャリアブリッジ株式会社」

(2019年5月に当社完全子会社として設立)

第四北越キャリアブリッジ株式会社は、お取引先が抱える「人」に関する様々な経営課題の解決に向けて、総合的なご支援に取り組んでおります。事業開始から2023年3月末までの人材紹介のご相談受付件数が1,400件を超えたほか、「輝く女性・次世代ゼネラルマネージャー育成事業」（新潟県）を受託するなど順調に事業が拡大しております。2022年度からは、これまでの『「人財」育成サポートプログラム』に加えて、お取引先毎の課題に対するオーダーメイドでの個別研修のご提供を開始しております。



▲「人財」育成サポートプログラムでの新入社員向けセミナー



▲「輝く女性・次世代ゼネラルマネージャー育成事業」でのセミナー

「TSUBASAアライアンス※」の取り組み TSUBASA連携シナジー

第四北越銀行を含む地方銀行10行による地銀最大規模の広域連携の枠組み「TSUBASAアライアンス」は、システム分野にとどまらず、営業推進や各種事務の共同化、リスク管理の高度化に加え、人材育成やサステナビリティへの取り組みなど、あらゆる分野に連携が拡大しております。



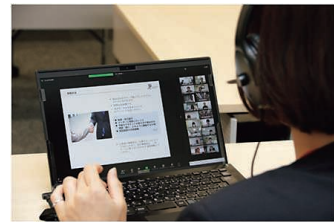
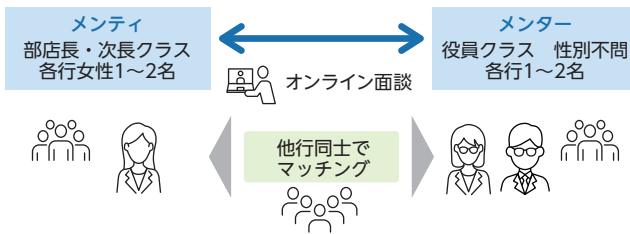
第四北越銀行における本アライアンスでのシナジー効果は、アライアンスが発足した2015年10月から2023年3月までの累計で106億円にのぼっております。

※TSUBASAアライアンス

2015年10月に第四北越銀行、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行の3行により発足し、2016年3月に株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、2019年3月に株式会社武蔵野銀行、2019年5月に株式会社滋賀銀行、2020年4月に株式会社琉球銀行、2020年12月に株式会社群馬銀行が加わり、現在10行が参加しております。

トピックス② 「TSUBASAクロスメンター制度」の開始

TSUBASAアライアンスでは、2022年4月に制定した「TSUBASAダイバーシティ&インクルージョン宣言」に基づく、TSUBASA参加行が連携した女性の活躍促進に向けた取り組みとして、2022年8月より「TSUBASAクロスメンター制度」を開始いたしました。同制度では、TSUBASA他行のメンター（役員クラスの助言者）と自行のメンティ（部店長や次長クラスの女性職員）が1対1で対話を行うことで女性職員の成長をサポートしております。



▲クロスメンター制度によるオンラインでの対話

トピックス③ トルコ・シリア大地震による被災者の皆さまへの支援 ～TSUBASAアライアンス全体で総額1,100万円を寄付～

2023年2月のトルコ・シリア大地震により被災された皆さまへのご支援、並びに復旧・復興に役立てていただくことを目的に、第四北越銀行及び第四北越まごころの会※は、2023年3月にTSUBASAアライアンス参加行との連携によるご支援として、日本赤十字社などを通じて、TSUBASAアライアンス全体で総額1,100万円の寄付を行いました。

※第四北越まごころの会

1993年に地域貢献活動の一環として設立された第四北越銀行役職員の自主参加募金組織です。地域福祉や環境保護などに取り組む団体への寄付活動のほか、自然保護に向けたボランティア活動も積極的に行っております。

「群馬・第四北越アライアンス」の取り組み

第四北越銀行と群馬銀行との連携協定である「群馬・第四北越アライアンス」では、2021年12月の発足以降、寄付型私募債の共同企画やお客さまセミナーの共同開催などに加え、合同研修やトレーニーの受け入れを通じた人事交流も活発に行うなど、連携領域が着実に拡大しております。

2023年3月には、第四北越銀行高崎支店が群馬銀行高崎田町支店の敷地内に移転し、両行初となる共同店舗が誕生いたしました。

TSUBASA連携シナジー



▲第四北越銀行 高崎支店
(群馬銀行との初の共同店舗)

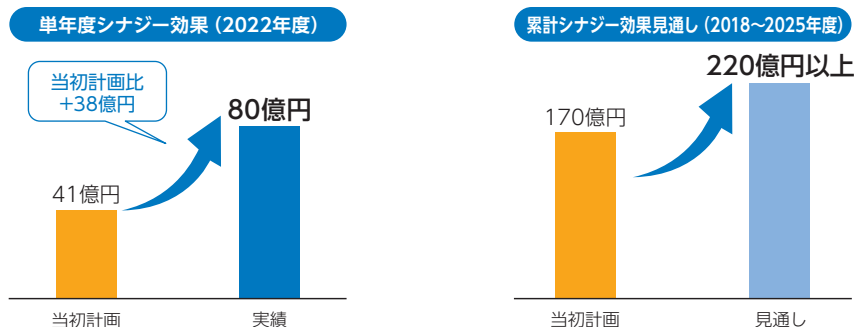
トピックス④ 「群馬・第四北越アライアンス」共同企画 SDGs 私募債「グリーン&フードサポート私募債」

「群馬・第四北越アライアンス」では、2022年7月から2023年3月までの共同企画として、私募債の発行企業からの受託手数料の一部を活用して新潟県及び群馬県へ食品や金銭の寄付を行う「グリーン&フードサポート私募債」を取り扱いました。多くのお取引先からのご賛同を得て、第四北越銀行が受託した同私募債の発行額は109億円にのぼっております。



<ご参考> 経営統合によるシナジー効果

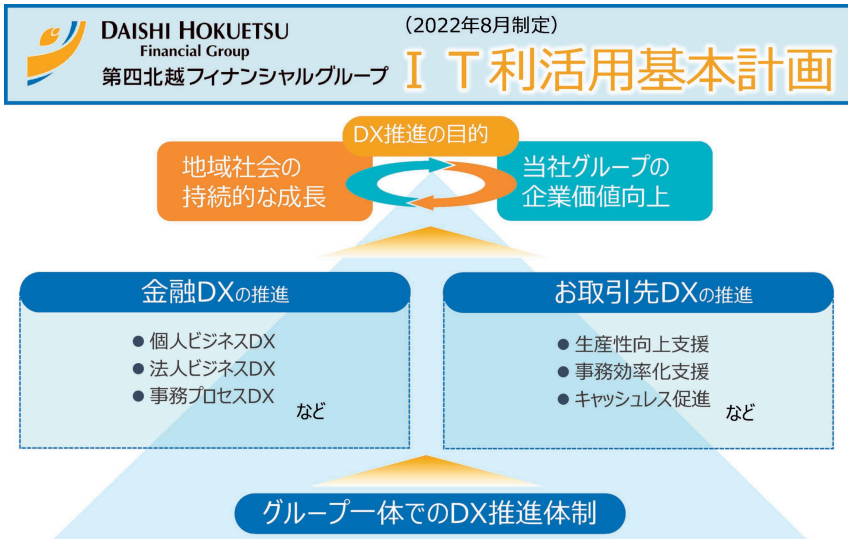
経営統合及び銀行合併による2022年度のシナジー効果（経営統合関連費用などのマイナス要因も含めたネットでの効果額）は、2018年10月に策定した当初計画を38億円上回る80億円となりました。経営統合した2018年度から2025年度までのシナジー効果（累計）は、当初計画の170億円を大きく上回る220億円以上となる見通しです。



基本戦略Ⅱ 生産性の飛躍的向上

DX（デジタル・トランスフォーメーション）への取り組み

当社グループでは、2022年8月に制定した「IT利活用基本計画」に基づき、「当社グループ内のDX（金融DX）」とともに、「お取引先DX」を積極的に推進しており、2022年10月からは、事業性評価を起点にお取引先の生産性向上などにグループ一体で取り組む「DX全店運動」を展開しております。

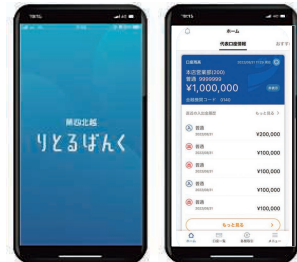


<主な取り組み>（地域商社「ブリッジにいがた」による取り組みは30頁に記載しております）

2022年4月	銀行営業店窓口にて本部専担者とのWeb面談システムを導入
8月	「構造改革推進委員会」を「構造改革・DX推進委員会」へ改称
10月	銀行事務統括部内に「UX※・生産性向上推進室」を設置
	グループ一体でのお取引先DXの推進（DX全店運動）をスタート 「第四北越りとりばんく」（スマートフォン向けアプリ）を全面リニューアル
11月	「DX認定事業者」（経済産業省）の認定を取得
	働き方改革にも対応した新・営業融資支援システムの稼働
2023年3月	学費収納等の学校業務に関するデジタル化支援を開始 WEBで口座振替手続きを行うための学校専用サイトを開設

※UX

User Experience（ユーザー・エクスペリエンス）の略。日本語では「顧客体験」と訳され、お客さまが商品やサービスを通じて得られる体験のことを意味します。「デザインがよい」といった表面的なことから、「窓口の対応がよかった」、「他社製品よりも使いやすい」といった質に関わることまで全ての体験を含んでいます。



▲「第四北越りとりばんく」画面

トピックス⑤ 新潟県内金融機関との相続手続きの共通化

第四北越銀行は、お客さまの利便性向上を目的として、2022年11月に大光銀行と「預金等の相続手続き共通化」を開始いたしました。2023年4月からは、新潟県内に本店を置く全ての信用金庫、信用組合及び新潟県労働金庫との共通化が実現しております。このように県内金融機関が共同で取り組むことが可能な分野については、今後も積極的に連携を深め、お客さまの利便性向上に取り組んでまいります。



▲相続手続き共通化「合意書」締結式
(2023年3月)

基本戦略Ⅲ 人的資本経営の実践（2023年4月に「人財力の育成・強化」から変更）

経営理念の浸透と職員のエンゲージメント向上への取り組み

当社グループでは、役職員共通の“志”である経営理念のさらなる浸透に向けて、社長による管理職向け説明会「一志交流会」や非管理職向け説明会「一志交流会Next」に加え、役員と職員との対話交流会を定期的を開催しております。対話交流会では、役員が職員に対して経営理念や経営方針などを繰り返し説明するとともに、職員との意見交換も活発に行っております。

なお、第四北越銀行が毎年実施している職員向け意識調査における「働きがい・やりがい」などの項目は良好な水準となっております。



▲社長による管理職との“一志交流会”



▲社長による若手職員との“一志交流会Next”

トピックス⑥ 第四北越銀行は6年連続で「ホワイト500」に認定

当社及び第四北越銀行は、これまでの職員の健康維持・増進に向けた積極的な取り組みが評価され、経済産業省及び日本健康会議が主催する「健康経営優良法人認定制度※」において「健康経営優良法人2023『ホワイト500』」に認定されました。第四北越銀行における認定は6年連続となり新潟県内では初となります。

また、第四北越銀行は、職員の身体や心の健康に向けた様々な取り組みについて、スポーツ庁による「スポーツエールカンパニー2023」の認定も受けております。

※健康経営優良法人認定制度

職員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組む「健康経営」について、優良な取り組みを実践する企業を表彰する制度です。大規模法人部門のなかで健康経営度調査の結果における上位500社が「ホワイト500」として認定されます。

6年連続
認定



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

New!



SPORTS
YELL
COMPANY
2023

トピックス⑦ 「プラチナくるみんプラス認定」「プラチナえるぼし認定」の取得

当社グループでは、女性活躍の推進や子育て支援に向けて、育児と仕事を両立しやすい職場環境づくりに取り組んでおります。なお、第四北越銀行は、2023年5月に厚生労働大臣より「プラチナくるみんプラス認定」と「プラチナえるぼし認定」を新潟県内企業で初めて取得するなど、これまでの各種取り組みに対して国からも高い評価を受けております。

New!



【プラチナくるみんプラス認定】

2022年4月からスタートした新しい認定制度「子育てサポート企業」としての高い水準の取り組みに加え、不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境づくりに取り組み、一定の要件を満たした企業が認定されます。

New!



【プラチナえるぼし認定】

女性の活躍推進に関する状況が優良な「えるぼし認定」企業のうち、行動計画の目標達成や、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況について、特に優良である企業が認定されます。

トピックス⑧ 女性活躍推進法に基づく行動計画の前倒し達成と新計画の策定

第四北越銀行は、女性活躍推進法に基づく「第3回行動計画」として、2024年3月末までに「女性管理職比率を25%以上」、「育児休業取得率（男女合算）を80%以上」とする目標を掲げておりましたが、2023年3月末時点で両比率ともに前倒しで目標を達成いたしました。新たに「第4回行動計画」として、2025年3月末までに「女性管理職比率を26%以上」、「育児休業取得率（男女合算）を100%」とする目標を策定し、女性活躍促進をさらに加速しております。

女性管理職比率（代理級以上・銀行）

25.2% (2022年3月期) → 25.8% (2023年3月期)

「第3回行動計画」の目標（25%以上）を達成

育児休業取得率（男女合算・銀行）

73.3% (2022年3月期) → 103.7%[※] (2023年3月期)

「第3回行動計画」の目標（80%以上）を達成

※「前年度に出生した職員及び配偶者の人数」に対する「前年度に育児休業を取得した職員の数」の割合

トピックス⑨ 「2030プロジェクト」の取り組み

当社グループでは、2021年度より従来の価値観に捉われない新たな発想での取り組みやアイデアを職員が企画立案する「2030プロジェクト」を実施しております。2022年度はグループ各社から若手職員21名が参加し、「地域のサステナビリティ向上」をテーマに討議・企画立案を行い、2023年4月に役員向け発表会を開催いたしました。



▲「2030プロジェクト」メンバーによる討議

基本戦略Ⅳ リスクマネジメントの深化

内部統制システムの強化

当社は、当社及びグループ会社の「業務の適正を確保するための体制」を整備するため、取締役会決議により「内部統制基本方針」を定め、経営環境の変化に適切に対応するための内部統制システムの強化・充実に取り組んでおります。

コーポレートガバナンスの高度化

当社は、取締役の選解任や報酬等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的として、「指名・報酬委員会」を設置しております。

2023年1月には、社外取締役とグループ会社社長による情報交換会を開催したほか、社外取締役による営業店の視察を実施するなど、ガバナンス態勢の高度化に積極的に取り組んでおります。



▲社外取締役とグループ会社社長による情報交換会

※当社のガバナンス体制については、45頁<ご参考>に記載しております。

サイバーセキュリティに関する取り組み

第四北越銀行は、複雑化するITリスクの全体を管理することを目的として、毎月開催している「サイバーセキュリティ委員会」を2022年4月より「ITリスク管理委員会」に改称し、インシデント対応力の強化やサイバーセキュリティ分野における人材育成を組織横断的に進めております。また、2018年2月に第四北越銀行が発起人となり設置した「新潟県金融機関サイバーセキュリティ情報連絡会」を通じて、県内金融機関などと連携したサイバーセキュリティの高度化にも取り組んでおります。

多発する自然災害等を踏まえた業務の強靱性確保に向けた取り組み

当社グループでは、多発する自然災害等を踏まえ、危機事象発生時における業務の強靱性確保に向けて、平時より様々なシナリオに基づいた訓練を実施しております。2022年度は、災害対策本部訓練や職員の安否確認訓練のほか、停電時における業務継続に向けた訓練などを実施しております。



▲災害対策本部訓練

マネー・ローンダリング等防止に向けた取り組み

当社グループでは、国内外で重要性が増しているマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、TSUBASAアライアンス参加行との連携のもと官民一体でのリスク管理体制の高度化を進めております。

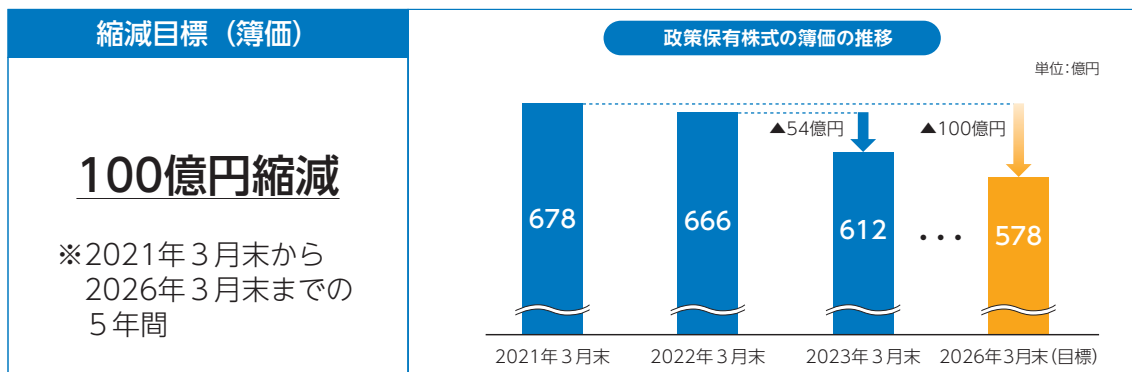
※マネー・ローンダリング

犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとする行為のことです。

トピックス⑩ 政策保有株式の縮減目標の設定 ～2021年3月末からの5年間で100億円（簿価）縮減～

当社は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえた「政策保有株式に関する方針」に沿って、政策保有株式の縮減をさらに進める観点から、2020年度（第四北越銀行が合併により誕生した年度）から5年間で、2021年3月末～2026年3月末で、第四北越銀行が保有する政策保有株式を100億円（簿価）縮減する目標を定め、2023年5月に公表いたしました。

なお、2023年3月末時点における政策保有株式は、2022年3月末比10銘柄、簿価で54億円縮減しております。



<政策保有株式に関する方針>（当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条）

- ・当社及び第四北越銀行は、政策保有株式については、取引先及び当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において、限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を経たうえで、政策保有株式の縮減を進める。
- ・個別の政策保有株式については、「政策保有株式の保有に係る基本方針等」を定め、リターン及びリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点、取引先と地域経済との関連性の観点及び業務提携等の事業戦略上の観点から定期的に取締役会にて検証し、保有の適否を総合的に判断する。

基本戦略V サステナビリティ経営の実践（2022年4月に追加）

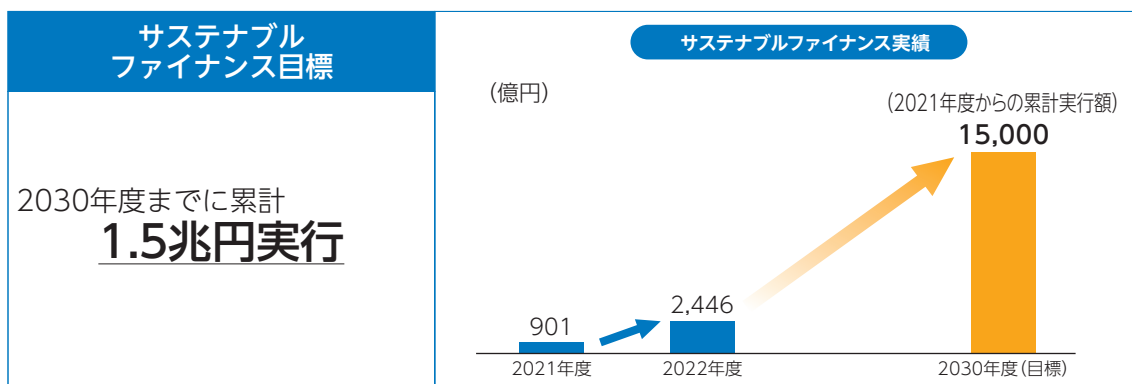
お客様のサステナビリティへの取り組みのご支援

当社グループでは、お客様のサステナビリティに関するニーズにお応えするため、環境省の補助金事業を活用した様々なサービスや、お客様によるSDGs宣言策定のサポートをはじめとした「第四北越SDGsコンサルティングサービス」をご提供するなど、幅広くご支援しております。

なお、2022年5月に公表したサステナブルファイナンス目標（2030年度までに累計1.5兆円を実行する目標）に対する2022年度までの累計実績は2,446億円となっております。

<2022年度に採択された環境省の補助金事業>

2022年6月	「令和4年度地域脱炭素融資促進利子補給事業」 〔第四北越銀行〕
	「令和4年度脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業」 〔第四北越リース〕
7月	「令和4年度ESG地域金融促進事業」 〔第四北越銀行〕



トピックス⑪ 「第四北越SDGsコンサルティングサービス」 ～取り扱い件数は延べ1,700件超～

第四北越銀行及び第四北越リース & コンサルティングは、2021年9月より、地域におけるSDGsの達成に向けた取り組みをご支援するための「第四北越SDGsコンサルティングサービス」の取り扱いを開始しております。同サービスでは、法人のお客様のSDGsへの取り組み状況を診断しSDGs宣言の作成をサポートしており、2023年3月末までの取り扱い件数（無料のSDGs診断サービスを含む）は延べ1,700件を超えております。



「カーボンニュートラル宣言」の公表

当社グループは、2023年3月に「2050年度までにカーボンニュートラル」を実現する「カーボンニュートラル宣言」を行いました。建物の消費エネルギーを実質ゼロを目指すZEB*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）認証を取得した環境配慮型店舗の設置をはじめ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを積極的に進めており、2022年度末における2013年度比でのCO₂排出量削減率は▲34.4%となりました。



▲第四北越銀行関屋支店
(2022年9月新築)
新潟県内初の『ZEB』認証を取得



▲第四北越銀行白根支店
(2022年11月新築)
「Nearly ZEB」認証を取得

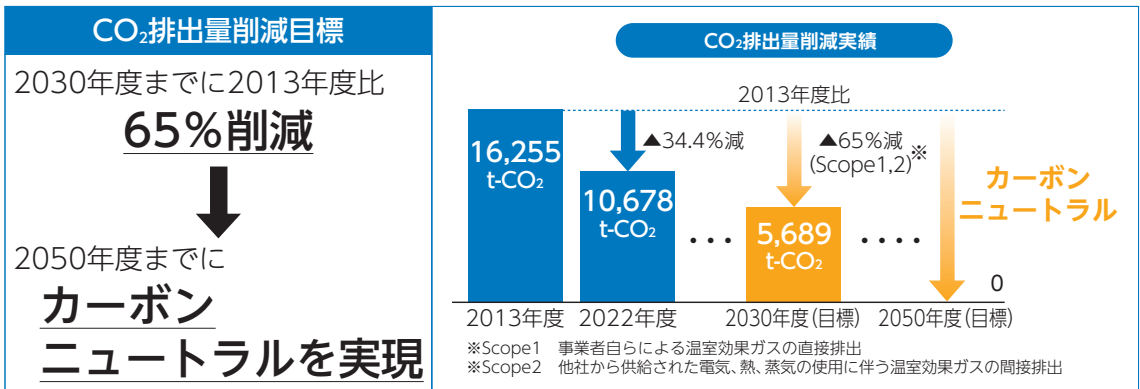


▲第四北越銀行加茂支店
(2023年1月新築)
「Nearly ZEB」認証を取得

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

Net Zero Energy Building の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギー設備や創エネルギー設備の導入により、一次エネルギー消費量を実質ゼロを目指す建物の。エネルギー消費量の削減率に応じて3段階に分類されています。

「ZEB」：100%以上削減、「Nearly ZEB」：75%以上削減、「ZEB Ready」：50%以上削減



トピックス⑫ GX（グリーントランスフォーメーション）リーグへの参画

当社グループでは、2023年3月に、カーボンニュートラルの実現に向けた経済社会システム全体の変革を目指して設立された「GXリーグ*」への参画を申請いたしました。今後も、県内最大の金融・情報サービスグループとして、地域のカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

※GXリーグ

「GXリーグ」の「GX」は、グリーントランスフォーメーションの略であり、温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けた取り組みを経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて経済社会システム全体の変革に取り組むものです。「GXリーグ」は、「GX」への挑戦により、持続的な成長の実現を目指す企業が同様の取り組みを行う企業群や官・学とともに協働する場です。

トピックス⑬ 経営相談会「にいがたパワーアップサロン」の開催

第四北越リサーチ&コンサルティングは、原材料価格の高騰や実質無利子・無担保融資の返済本格化など新潟県内の経営者が抱える様々な経営課題に対して、第四北越銀行と連携した無料の経営相談会「にいがたパワーアップサロン」を開催しております。同相談会では、資金繰りのほか、経営改善計画の策定や人事制度の見直し、さらには新規事業に関することなど、お客さまのニーズに応じた多面的なコンサルティングをご提供しております。



トピックス⑭ 第四北越銀行創立150周年 第四北越フィナンシャルグループ設立5周年

第四北越銀行は2023年11月に創立150周年、当社は2023年10月に設立5周年を迎えます。

また、2023年7月には、第四北越銀行長岡本店営業部などが長岡市の再開発事業として竣工する「米百俵プレイス西館」へ移転し、長岡市の中心部に新たな営業拠点が誕生します。なお同ビル内には長岡地区の金融・経済史などをご紹介する展示スペース「第四北越ミュージアム～長岡のあゆみ～」を設置する予定です。



▲“長岡新営業拠点”誕生（2023年7月）

<周年ロゴマーク>

これからも、地域と共に



コーポレートカラーである紺碧（こんぺき）色と黄金（こがね）色を用いて、150年の長い歴史をクラシカルな書体で表現しました。また、「5」の数字からつながるラインは、銀行150年の歴史と当社5年間の歩みを表し、永続的に地域へ貢献し続ける想いを「無限∞」で表現しております。

ご参考 経営指標（KPI）の実績

第二次中期経営計画の経営指標（KPI）につきましては、消費性貸出平残や非金利収益などが順調に増加したほか、経費削減により連結OHRが低下したことなどから、収益性を示す経営指標である連結当期純利益は、前期比26億円増益の177億円となりました。また、連結ROEが向上し、健全性を示す連結自己資本比率も引き続き十分な水準を確保するなど、各種取り組みの成果が着実に表れています。

経営指標（KPI）		2022年3月期	2023年3月期
収益性	連結当期純利益 ^{※1} （億円）	151	177
成長性	中小企業向け貸出平残 ^{※2} 前期比増加率（%）	▲1.8	1.9
	消費性貸出平残 ^{※2} 前期比増加率（%）	2.5	3.3
	非金利収益 ^{※3} 前期比増加率（%）	23.6	19.6
	グループ会社収益 ^{※4} 前期比増加率（%）	42.1	▲31.5
効率性	連結OHR ^{※5} （%）	71.2	68.5
	連結ROE（%）	3.5	4.2
健全性	連結自己資本比率（%）	10.51	10.23

※1：親会社株主に帰属する当期純利益

※2：部分直接償却前の年間平均残高

※3：役務取引等利益及び国債等債券損益を除くその他業務利益等の合計額（除く外貨調達コスト）

※4：第四北越銀行を除くグループ会社の親会社株主に帰属する当期純利益の合計額

※5：連結粗利益に対する連結営業経費の割合

<連結ROEについて>

2023年3月期は4.2%と前期比0.7ポイント改善いたしました。第二次中期経営計画の最終年度となる2024年3月期の目標は前期比+0.7ポイントとなる4.9%としております。当社は、中長期的に収益力を高めていくことを基本として5%以上を目指す方針としております。

主要な子会社である第四北越銀行の業績につきましては、以下の通りとなりました。

預金

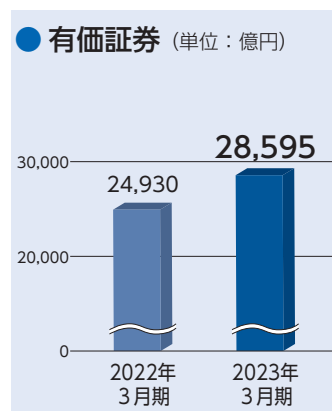
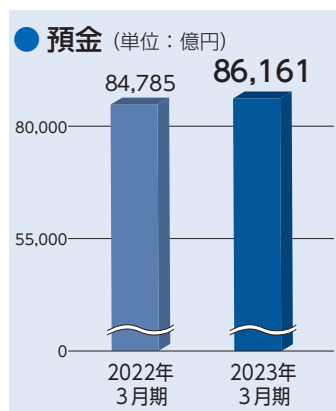
譲渡性預金を含めた預金等につきましては、期中1,375億円増加し、期末残高は8兆6,161億円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、期中1,575億円増加し、期末残高は5兆2,881億円となりました。このうち、個人ローンの期末残高は1兆4,428億円、中小企業向け貸出の期末残高は1兆9,735億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、期中3,665億円増加し、期末残高は2兆8,595億円となりました。



損益

損益状況につきましては、非金利収益の増加や経費の減少などから、経常利益は、前期比43億円増益の225億円、当期純利益は、前期比27億円増益の148億円となりました。

なお、当社の連結経常利益は、前期比15億円増益の250億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比26億円増益の177億円となりました。

<ご参考>コーポレートガバナンス体制

－基本方針－

当社グループは、ステークホルダーであるお客さまや地域、株主の皆さまからの高い評価と揺ぎない信頼を確立するため、財務面での健全性や収益力の向上と共に、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題と認識し、企業経営に関する監査・監督機能の充実や経営活動の透明性向上に努めます。

当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」はこちらをご覧ください。
(URL) <https://www.dhfg.co.jp/esg/governance/>



－体制－

① 取締役会

当社グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 35.7% (14名中5名)
2022年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

② 監査等委員会

法令、定款、監査等委員会規程等に従い、取締役会と同様に監督機能を担うとともに、各取締役の業務執行を監査しております。

議長	常勤監査等委員
構成	社外取締役の比率 83.3% (6名中5名)
2022年度の開催回数	12回 (原則として毎月1回)

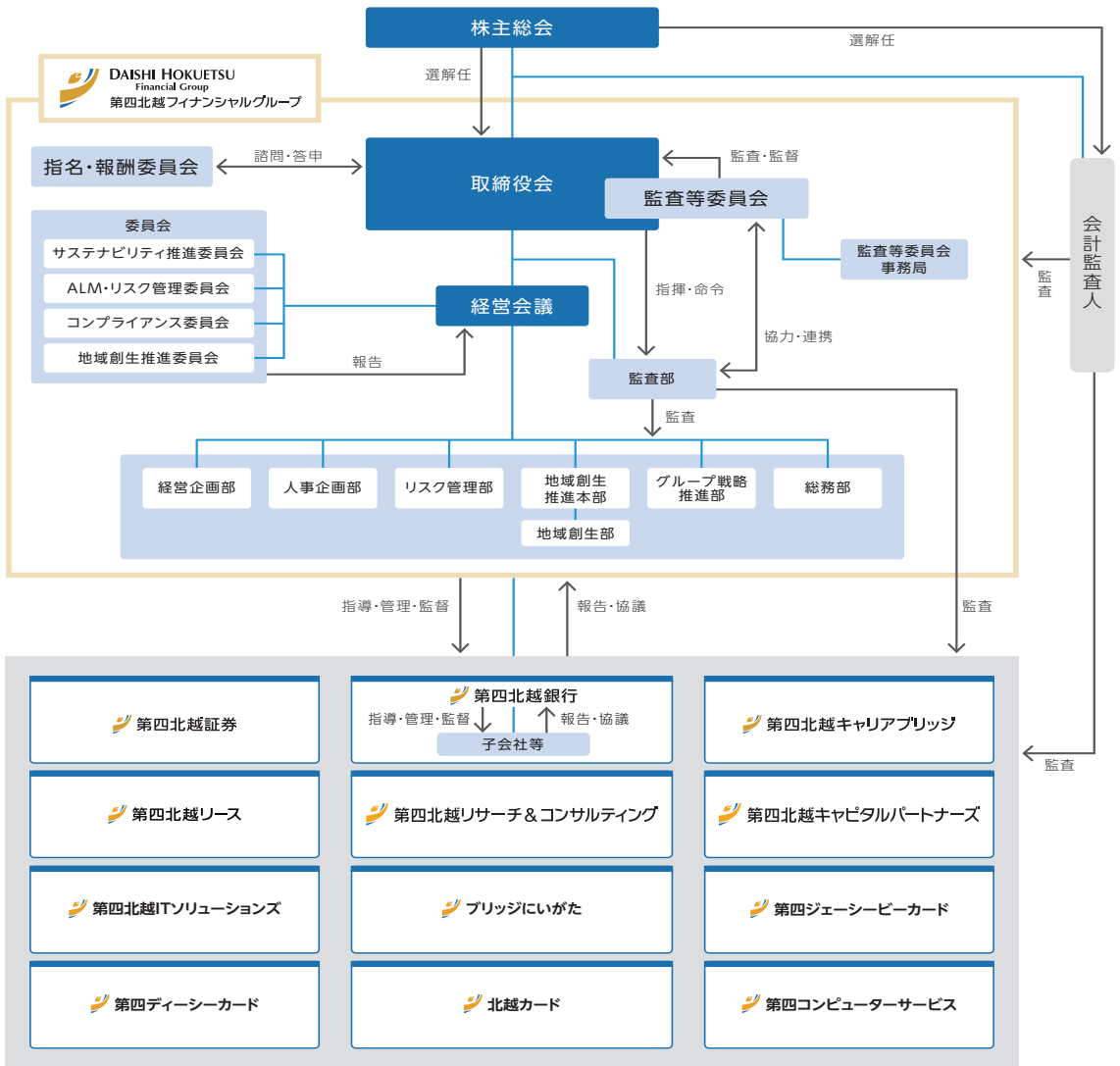
③ 指名・報酬委員会

取締役会が任意に設置する諮問機関として、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することを目的として設置しており、取締役の選解任や報酬、後継者計画に関する重要事項等を審議、取締役会へ答申しております。

議長	代表取締役社長
構成	社外取締役の比率 62.5% (8名中5名)
2022年度の開催回数	2回
主な審議事項	①取締役の選任・解任 ②代表取締役の選定・解職 ③役付取締役の選定・解職 ④取締役(監査等委員を除く)の報酬等(報酬限度額及び個人別報酬額) ⑤取締役(監査等委員)の報酬等(個人別報酬額の配分に関する事項は含まない) ⑥後継者計画

コーポレートガバナンス体制図

(2023年4月3日現在)



対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、少子高齢化を伴う人口減少が想定を超えるスピードで進行するなど、構造的な社会課題が一層深刻化しているとともに、デジタル社会の急速な浸透と相まった異業種による金融分野への参入増加によって、競争も日々激しさを増しています。

また、新型コロナウイルス禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、地政学的リスクのさらなる高まりや世界的なインフレの高進など、複雑性・不確実性を増しながら、加速度的かつ多面的に変化しています。さらには、気候変動リスクへの対応をはじめ、事業基盤である環境と社会の維持・増強と、経済成長・企業活動を両立させるサステナビリティ経営の重要性が国内外で急速に高まっています。

このような経営環境のもと、2023年度は、当社グループ第二次中期経営計画の最終年度であり、新たな成長ステージに向けたステップとして重要な年となります。当社グループの最重要経営課題である「収益力の強化」「経営の効率化」「健全性の維持・向上」の実現に向けて、銀行合併によって拡充されたノウハウ・情報・ネットワークなどを活用した「合併シナジー」、当社グループ各社が有する様々な機能をワンストップで最適な形でご提供する「グループシナジー」、第四北越銀行をはじめ地方銀行10行が参加する地銀最大の広域連携「TSUBASAアライアンス」の規模のメリットと情報連携の優位性を活用した「TSUBASA連携シナジー」の3つのシナジーを最大限発揮してまいります。また、人的資本への積極的な投資を継続するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）をはじめとした構造改革への取り組みをさらに進めてまいります。

第二次中期経営計画で進めてきたグループ事業の再編につきましては、本年4月にシステム事業を手掛ける「株式会社第四北越ITソリューションズ」と、地域商社「株式会社ブリッジにいがた」を新たに当社の子会社とし、現在、当社グループは銀行子会社3社を含め15社体制となっています。多様なグループ機能を最大限発揮し、あらゆる分野でお客様の課題解決に向けたご支援に取り組んでまいります。

人的資本への取り組みにつきましては、本年4月より、第二次中期経営計画の3番目の基本戦略「人財力の育成・強化」を「人的資本経営の実践」に変更いたしました。当社グループは、これまでも人材の材を財産の財と表現し、多様な職員が能力を発揮するための職場環境づくりを積極的に進め、国などからも高い評価をいただいています。人的資本価値の向上に引き続き取り組み、当社グループの競争優位性をさらに高めてまいります。

サステナビリティへの取り組みにつきましては、2021年12月に制定した「サステナビリティ基本方針」に基づき、リスクと機会を鋭敏に捉え、地域を取り巻く環境・社会問題について、新潟県内最大の金融・情報サービスグループとして、引き続き主体的かつ積極的に取り組んでまいります。

また、皆さまからの当社グループへの信頼を揺るぎないものとしていくため、経営の根幹であるコンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化にグループ全社で引き続き全力で取り組み、より高い倫理観の確立を図るとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に基づいた質の高いグループガバナンス態勢の構築に努めてまいります。

本年は、当社が設立5周年、第四北越銀行が創立150周年を迎える記念すべき節目の年となります。これもひとえに、お客さま、地域社会、株主の皆さまの永きにわたる温かいご支援、ご愛顧の賜物であり、役職員一同、心より感謝申し上げます。これまでの歴史のなかで築き上げてまいりました皆さまとの信頼関係、地域とのネットワークを礎に、当社グループ役職員が志をひとつに、一丸となって、経営理念に掲げる「地域への貢献」を永続的に果たしてまいる所存です。

皆さまには、今後ともなお一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

事業報告

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	154,698	143,132	135,711	148,759
経常利益	19,410	17,500	23,545	25,048
親会社株主に帰属する当期純利益	12,875	10,795	15,144	17,768
包括利益	△17,578	52,748	△12,338	△10,643
純資産額	406,453	453,845	433,505	415,423
総資産	8,966,437	9,706,533	10,670,304	10,517,951

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	8,820	8,115	8,966	8,320
受取配当額	6,429	5,513	8,179	7,399
銀行業を営む子会社	6,417	5,513	8,179	7,399
その他の子会社	11	—	—	—
当期純利益	6,306	5,564	8,292	7,401
1株当たり当期純利益	円 銭 138 18	円 銭 121 79	円 銭 181 99	円 銭 163 19
総資産	322,082	322,242	324,519	325,026
銀行業を営む子会社株式等	310,485	310,485	308,516	305,587
その他の子会社株式等	8,145	8,145	12,782	15,789

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。

なお、期中平均株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

(3) 企業集団の使用人の状況

使用人数	当年度末			
	銀行業	リース業	証券業	その他
	3,035人	66人	203人	159人

(注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

【第四北越銀行】

① 営業所数

			当年度末（注1）		営業拠点数（注2）	
			うち出張所		うち出張所	
新	潟	県	190店	（ 6 ）	138店	（ 5 ）
東	京	都	3	（ ー ）	2	（ ー ）
埼	玉	県	3	（ ー ）	3	（ ー ）
群	馬	県	2	（ ー ）	2	（ ー ）
北	海	道	1	（ ー ）	1	（ ー ）
福	島	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
神	奈	川	1	（ ー ）	1	（ ー ）
富	山	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
愛	知	県	1	（ ー ）	1	（ ー ）
大	阪	府	1	（ ー ）	1	（ ー ）
合		計	204	（ 6 ）	151	（ 5 ）

(注1) 営業所数には、店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しており、振込専用支店（2店）やインターネット支店（1店）、コンビニATM支店（1店）は含んでおりません。なお、上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所設置しております。

(注2) 店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業拠点数を記載しております。

② 当年度新設営業所

営業所名	所在地
加茂本町出張所	新潟県加茂市本町2番1号

ロ リース業、証券業及びその他の事業

リース業、証券業及びその他の事業の状況につきましては「(6)重要な親会社及び子会社等の状況、ロ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
設備投資の総額	4,864	188	0	267	5,320

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	設備の内容	投資金額
	ソフトウェア	1,492
	長岡本店営業部移設	1,249
銀行業 株式会社第四北越銀行	加茂支店移設	451
	白根支店移設	302
	関屋支店移設	132

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含めております。
 3. 「長岡本店営業部移設」は、長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業に係る当年度中の投資額であります。
 4. 加茂支店は、加茂中央支店、西加茂支店と店舗を統合しており、2023年1月に新築移転いたしました。また、金額については当年度中の投資額であります。
 5. 白根支店は、白根中央支店と店舗を統合しており、2022年11月に新築移転いたしました。また、金額については当年度中の投資額であります。
 6. 関屋支店は、関屋中央支店と店舗を統合しており、2022年9月に新築移転いたしました。また、金額については当年度中の投資額であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	銀行業	32,776百万円	100.00%	—
第四北越証券株式会社	新潟県長岡市城内町 三丁目8番地26	証券業	600百万円	100.00%	—
第四北越キャリアブリッジ株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	人材紹介業、企業の人材に関するコンサルティング業務	30百万円	100.00%	—
第四北越リース株式会社	新潟県新潟市中央区 明石二丁目2番10号	リース業	100百万円	100.00%	—
第四北越サーチ&コンサルティング株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	コンサルティング業務、経済・社会に関する調査研究・情報提供業務	30百万円	100.00%	—
第四北越キャピタルパートナーズ株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	ベンチャーキャピタル業務	20百万円	100.00%	—
第四コンピューターサービス株式会社	新潟県新潟市中央区 鏡一丁目1番17号	コンピューター関連業務	15百万円	100.00%	—
第四ジェーシービーカード株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目1番18号	クレジットカード・信用保証業務	30百万円	100.00%	—
第四ディーシーカード株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通二丁目1番18号	クレジットカード業務	30百万円	100.00%	—
北越カード株式会社	新潟県長岡市今朝白 一丁目9番20号	クレジットカード・信用保証業務	20百万円	100.00%	—
第四信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	信用保証業務	50百万円	(100.00%)	—
北越信用保証株式会社	新潟県新潟市中央区 東大通一丁目2番25号	信用保証業務	210百万円	(100.00%)	—
北越リース株式会社	新潟県長岡市今朝白 一丁目9番20号	リース業	100百万円	(100.00%)	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。
 4. 上記13社は連結子会社であります。

(重要な業務提携の概況)

1. 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。

2. 株式会社第四北越銀行は、株式会社千葉銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「T S U B A S A アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
3. 株式会社第四北越銀行は、株式会社群馬銀行との間で、「群馬・第四北越アライアンスに関する基本合意書」を締結しております。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
並 木 富 士 雄	代表取締役会長 統括、監査部担当	株式会社新潟放送 社外取締役	—
殖 栗 道 郎	代表取締役社長 取締役会議長 統括	株式会社第四北越銀行 取締役頭取（代表取締役） 北陸瓦斯株式会社 社外取締役	—
広 川 和 義	代表取締役専務 人事企画部、リスク管理 部担当	株式会社第四北越銀行 専務取締役	—
高 橋 信	取締役 総務部、システム事務 部門担当	株式会社第四北越銀行 常務取締役事務本部長	—
柴 田 憲	取締役 経営企画部、グループ 戦略推進部、市場運用 部門担当	株式会社第四北越銀行 常務取締役	—
田 中 孝 佳	取締役	株式会社第四北越銀行 常務取締役本店営業部長兼 新潟支店長兼新潟空港出張 所長	—
牧 利 幸	取締役 地域創生推進本部長兼 地域創生部長	株式会社第四北越銀行 常務取締役営業本部長	—
渡 辺 雅 美	取締役	株式会社第四北越銀行 専務執行役員長岡本店営業 部長兼長岡営業部長	—
木 村 裕	取締役（監査等委員）	—	—
小 田 敏 三	取締役（監査等委員） （社外取締役）	株式会社新潟日報社 代表取締役会長 株式会社新潟放送 監査役	—
松 本 和 明	取締役（監査等委員） （社外取締役）	京都産業大学経営学部 マネジメント学科教授	—
森 邦 雄	取締役（監査等委員） （社外取締役）	株式会社ブルボン 社外取締役	—
白 井 正	取締役（監査等委員） （社外取締役）	かなで監査法人 監事	財務・会計に関す る知見を有してお ります。
菊 池 弘 之	取締役（監査等委員） （社外取締役）	柗谷小路法律特許税務事務 所 所長	—

(注) 1. 当社は小田敏三、松本和明、森邦雄、白井正及び菊池弘之の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

事業報告

2. 社内事情に精通したものが重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、木村裕氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 社内取締役が経験を有する分野及び当社が社外取締役に特に期待する分野につきましては、25頁<ご参考2>を参照願います。
4. 取締役並木富士雄氏は2023年6月22日付で株式会社新潟放送（2023年6月1日付で株式会社BSNメディアホールディングスへ商号変更予定）の社外取締役に退任予定であり、同日付で取締役殖栗道郎氏が同社の社外取締役に就任予定です。

当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当
増田 宏一	2022年6月24日	任期満了	取締役（監査等委員） （社外取締役）
福原 弘	2022年6月24日	任期満了	取締役（監査等委員） （社外取締役）

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を除く)	8名	80	39	21	19
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	1名	25	25	—	—
社外取締役	7名	33	33	—	—
計	16名	139	97	21	19

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2022年6月24日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役2名を含んでおります。
3. 賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
4. 当社は信託を活用した株式報酬制度を導入しております。非金銭報酬等には、当該制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに関する費用計上額を記載しております。
5. 上記取締役に使用人兼務取締役はおりません。

② 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会もその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は次の通りです。

(取締役の報酬等の決定方針の概要)

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、指名・報酬委員会の審議及び答申を経たうえで取締役会の決議にて、監査等委員である取締役の個人別報酬額は監査等委員である取締役の協議にて、以下の方針に基づいて、各取締役の報酬額を年度毎に決定しています。

- ・株主やその他のステークホルダーに対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- ・報酬等の水準は、他社の水準等を勘案し、誠実な業務遂行等を通じて持続的・安定的に成長し地域経済社会に貢献する金融グループを目指すという当社グループの役員の役割と責任に報いるに相応しいものとする。
- ・監査等委員でない取締役の報酬については、優秀な人材を当社グループの経営陣として確保でき、かつ年度業績向上や中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高める報酬内容とする。
- ・具体的には、監査等委員でない取締役の報酬は、役割や責任に応じて支給する基本報酬のほか、社外取締役を除く取締役には、単年度の業績指標の目標達成度合に連動する賞与及び中長期的な企業価値増大へのインセンティブを高めるための信託型株式報酬で構成するものとする。
- ・監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の監査・監督機能や独立性を考慮し、基本報酬のみとする。

なお、当社と子銀行の報酬制度は同一であり、当社及び子銀行の取締役を兼任する監査等委員でない取締役の報酬額は、原則として兼任する子銀行の報酬額に一定の割合を乗じた金額としております。

(i) 基本報酬に関する事項

区分	内容
監査等委員でない取締役	月額固定報酬とします。役位毎に定めた基本報酬額を指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。
監査等委員である取締役	月額固定報酬とします。常勤・非常勤の別によって基本報酬額を定め、監査等委員である取締役の協議にて決定します。

事業報告

(ii) 業績連動報酬等に関する事項

賞与は年度毎の業績に基づく業績連動報酬とします。目標とする利益水準や、その達成度合に応じた支給テーブルは、年度毎に指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。

	内容
業績指標及び当該業績指標を選択した理由	株主還元率の算出ベースとなる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益と、主要な子会社である子銀行の本業利益の水準を示すコア業務純益とします。
算定式	賞与＝役位毎の賞与基準額×業績連動係数
業績連動係数	業績連動係数＝当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益に係る適用倍率×0.5＋子銀行コア業務純益に係る適用倍率×0.5
適用倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益と子銀行コア業務純益の目標達成度合に応じて70～130%の幅で変動します。 なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益もしくは子銀行コア業務純益が目標の50%以下、または減配となる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議します。 また、支給テーブル設定時には想定しえなかった一時的な特殊要因として勘案すべき要素が発生した場合等、その影響を排除したうえで業績等の評価を行うことが妥当であると認められる場合には、指名・報酬委員会にて適用倍率を審議することがあります。

当事業年度における指標の目標額及び支給テーブルは以下のとおりです。
(当事業年度目標)

当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益165億円
子銀行コア業務純益222億円

倍率	当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益	子銀行コア業務純益
130%	214.5億円以上	288.6億円以上
120%	198億円以上～214.5億円未満	266.4億円以上～288.6億円未満
110%	181.5億円以上～198億円未満	244.2億円以上～266.4億円未満
100%	165億円以上～181.5億円未満	222億円以上～244.2億円未満
90%	148.5億円以上～165億円未満	199.8億円以上～222億円未満
80%	132億円以上～148.5億円未満	177.6億円以上～199.8億円未満
70%	132億円未満	177.6億円未満

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益が177億円、子銀行コア業務純益が342億円であります。

(iii) 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬は信託型株式報酬であり、役員毎に定めた報酬基準額を、指名・報酬委員会での審議及び答申を経たうえで、取締役会にて決定します。報酬額に応じたポイントを毎年1回付与し、当社及び子銀行の取締役（監査等委員である取締役を含みます）、または執行役員のいずれも退任した際に累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、信託を通じて交付及び給付します。

(iv) 報酬の構成割合

監査等委員でない取締役の報酬は、基本報酬・賞与・非金銭報酬である信託型株式報酬にて構成し、報酬の種別毎に役員に応じた基準額を定めております。報酬の構成割合は、賞与の業績連動係数が100%の場合、基本報酬：賞与：信託型株式報酬=50：25：25を概ねの目安としております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

この限度額とは別枠として、2021年6月25日開催の第3期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の株式報酬は3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を390百万円、当社が1事業年度に付与するポイント数（1ポイント=当社株式1株）の上限を90,000ポイントとして決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は8名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第1期定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役4名）です。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
小田敏三	会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
松本和明	同上
森邦雄	同上
白井正	同上
菊池弘之	同上

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役 (監査等委員である取締役含む)	当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。
株式会社第四北越銀行取締役 (監査等委員である取締役含む)、 執行役員	当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、子銀行の取締役並びに執行役員であり、保険料は当社及び子銀行の被保険者数に応じて、当社及び子銀行が全額負担しております。 ただし、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小田 敏三	株式会社新潟日報社 代表取締役会長 株式会社新潟放送 監査役
松本 和明	京都産業大学経営学部マネジメント学科教授
森 邦雄	株式会社ブルボン 社外取締役
白井 正	かなで監査法人 監事
菊池 弘之	証谷小路法律特許税務事務所 所長

(注) 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
小田 敏三	4年6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	公共性・倫理性の高い報道機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、筆頭独立社外取締役として、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
松本 和明	4年6か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	大学教授としての経営学に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
森 邦雄	1年9か月	当年度開催の取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会2回のうち2回出席しております。	新潟県副知事経験者としての地域行政に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

事業報告

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
白井 正	9か月	監査等委員である取締役就任後に開催された当年度の取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会1回のうち1回出席しております。	公認会計士及び情報処理システム監査技術者としての財務・会計やシステムに関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。
菊池 弘之	9か月	監査等委員である取締役就任後に開催された当年度の取締役会10回のうち10回、監査等委員会10回のうち10回出席しております。 また、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会1回のうち1回出席しております。	弁護士としての法律に関する幅広い知見と見識、専門性を活かし、取締役会や監査等委員会のほか、取締役会が任意に設置している指名・報酬委員会の委員としても、活発な発言を行っており、当社グループの監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に寄与しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	33	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2022年6月24日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役2名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

社外役員に関する事項に記載した内容に対して、意見はございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	100,000千株
	発行済株式の総数	45,942千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	28,768名
-------------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,177千株	9.21%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,194	7.04
明治安田生命保険相互会社	1,624	3.58
第四北越銀行従業員持株会	1,243	2.74
日本生命保険相互会社	1,156	2.55
岡 秀朋	882	1.94
大同生命保険株式会社	705	1.55
損害保険ジャパン株式会社	668	1.47
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	597	1.31
JP MORGAN CHASE BANK 385781	579	1.27

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式612,483株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に、当社が役員に対して職務執行の対価として交付した当社株式はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 貞 廣 篤 典 指定有限責任社員 森 本 洋 平 指定有限責任社員 高 橋 秀 和	15	当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な情報の入手や報告の聴取を通じ、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ策定した「会計監査人の監査報酬同意に係る判断基準」に則り検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 また、非監査業務として、内部監査態勢の有効性に関する助言業務を委託しております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等につきましては、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、98百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。

また、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定する。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

7 会計参与に関する事項

会計参与は不在であり、該当事項はありません。

8 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とすることができる旨を定款に定めております。

当社は、金融グループの公共性に鑑み、将来にわたって株主各位に報いていくために、収益基盤の強化に向けた内部留保の充実を考慮しつつ、安定的な株主還元を継続することを基本方針としております。具体的には、配当金と自己株式取得合計の株主還元率40%を目処としております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	2,031,509	預金	8,367,554
買入金銭債権	15,609	譲渡性預金	213,228
商品有価証券	2,558	売現先勘定	175,576
有価証券	2,871,378	債券貸借取引受入担保金	308,046
貸出金	5,265,963	借入金	902,795
外国為替	19,566	外国為替	463
その他資産	213,929	信託勘定借	8,386
有形固定資産	56,018	その他負債	91,348
建物	13,590	賞与引当金	2,354
土地	30,956	役員賞与引当金	107
リース資産	0	株式報酬引当金	697
建設仮勘定	4,413	退職給付に係る負債	625
その他の有形固定資産	7,057	役員退職慰労引当金	37
無形固定資産	11,428	睡眠預金払戻損失引当金	1,189
ソフトウェア	10,445	偶発損失引当金	1,910
リース資産	24	特別法上の引当金	16
その他の無形固定資産	959	繰延税金負債	2,541
退職給付に係る資産	16,521	再評価に係る繰延税金負債	4,907
繰延税金資産	21,778	支払承諾	20,738
支払承諾見返	20,738	負債の部合計	10,102,527
貸倒引当金	△29,048	純資産の部	
資産の部合計	10,517,951	資本金	30,000
		資本剰余金	102,980
		利益剰余金	293,973
		自己株式	△3,066
		株主資本合計	423,887
		その他有価証券評価差額金	△19,886
		繰延ヘッジ損益	288
		土地再評価差額金	5,724
		退職給付に係る調整累計額	5,409
		その他の包括利益累計額合計	△8,463
		純資産の部合計	415,423
		負債及び純資産の部合計	10,517,951

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		148,759
資金運用収益	80,060	
貸出金利息	47,053	
有価証券利息配当金	28,861	
コールローン利息及び買入手形利息	△78	
預け金利息	2,524	
その他の受入利息	1,698	
信託報酬	117	
役務取引等収益	30,492	
その他業務収益	32,902	
その他経常収益	5,185	
償却債権取立益	482	
その他の経常収益	4,703	
経常費用		123,710
資金調達費用	12,140	
預金利息	435	
譲渡性預金利息	12	
売現先利息	2,859	
債券貸借取引支払利息	5,889	
借入金利息	37	
その他の支払利息	2,905	
役務取引等費用	7,788	
その他業務費用	32,404	
営業経費	62,556	
その他経常費用	8,820	
貸倒引当金繰入額	2,693	
その他の経常費用	6,126	
経常利益		25,048
特別利益		1,046
固定資産処分益	1,046	
特別損失		1,144
固定資産処分損	395	
減損損失	749	
税金等調整前当期純利益		24,949
法人税、住民税及び事業税	6,699	
法人税等調整額	366	
法人税等合計		7,066
当期純利益		17,883
非支配株主に帰属する当期純利益		115
親会社株主に帰属する当期純利益		17,768

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,533
現金及び預金	1,845
未収収益	241
未収還付法人税等	1,442
その他	4
固定資産	321,493
有形固定資産	0
工具、器具及び備品	0
無形固定資産	12
商標権	6
ソフトウェア	6
投資その他の資産	321,480
投資有価証券	10
関係会社株式	321,377
繰延税金資産	92
資産の部合計	325,026

科目	金額
負債の部	
流動負債	144
未払費用	13
未払配当金	43
未払法人税等	3
賞与引当金	37
役員賞与引当金	21
その他	24
固定負債	1,249
株式報酬引当金	180
長期預り金	1,001
その他	67
負債の部合計	1,394
純資産の部	
株主資本	323,632
資本金	30,000
資本剰余金	287,605
資本準備金	7,500
その他資本剰余金	280,105
利益剰余金	9,092
その他利益剰余金	9,092
繰越利益剰余金	9,092
自己株式	△3,066
純資産の部合計	323,632
負債及び純資産の部合計	325,026

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	8,320
関係会社受取配当金	7,399
関係会社受入手数料	920
その他	0
営業費用	874
販売費及び一般管理費	874
営業利益	7,445
営業外収益	1
雑収入	1
営業外費用	2
雑損失	2
経常利益	7,444
税引前当期純利益	7,444
法人税、住民税及び事業税	70
法人税等調整額	△26
法人税等合計	43
当期純利益	7,401

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第四北越フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社第四北越フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 洋平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 秀和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第四北越フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 第四北越フィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員 木村 裕 ㊟

監査等委員 小田 敏三 ㊟

監査等委員 松本 和明 ㊟

監査等委員 森 邦雄 ㊟

監査等委員 白井 正 ㊟

監査等委員 菊池 弘之 ㊟

(注) 監査等委員小田敏三、松本和明、森邦雄、白井正、菊池弘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

第5期 定時株主総会 株主総会会場のご案内



日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



場所

第四北越銀行本店2階 だいしほくえつホール

新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

ご出席の株主さまへのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。



お車でご来場される場合は、第四北越銀行本店の駐車場または最寄りの駐車場をご案内させていただきます。なお、駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

会場内でのマスク着用などの感染症対策につきましては、株主総会開催日近くの感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、株主さまご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

今後の状況の変化により、本株主総会の運営に変更等が生ずる場合には、速やかに当社ウェブサイト (<https://www.dhfg.co.jp/>) にてお知らせいたします。



DAISHI HOKUETSU
Financial Group

第四北越フィナンシャルグループ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。